

令和2年 第10回浅口市農業委員会議事録

令和2年10月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	問田一男	出	金光1	原田恒明	出
2	大橋浩治	欠	金光2	鍋谷恒久	出
3	友田陽勝	出	金光2	安田文彦	出
5	古川秀昭	出	金光3	友田一美	出
6	佐藤和博	出	金光3	菰口清司	出
7	西本健次	出	鴨方1	吉川孝之	出
8	虫明祝典	出	鴨方1	杉本正彦	出
9	虫明伸吾	欠	鴨方2	横山栄治	出
10	山下康朗	出	鴨方2	西山富雄	出
11	渡邊豊	出	鴨方3	高井基次	出
12	梶原めぐみ	出	鴨方3	山下眞治	出
13	岡田直樹	出	寄島1	高淵末孝	出
			寄島2	大島明敏	出

事務局

局長 畝山 善生                      書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第34号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第18号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第19号 農地法施行規則該当転用届について

報告第20号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和2年11月13日（金））

開会（午後1時32分）

議長 それでは、始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第10回浅口市農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において9番虫明委員、11番渡邊委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期は本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第32号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

582番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は2ページになります。

議案第32号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2年10月15日提出。

番号582-1、土地の所在、鴨方町六条院西。地目、田。面積464平方メートル。

582-2、土地の所在、鴨方町六条院西。地目、田。面積330平方メートル。

譲受人は、鴨方町六条院西、74歳、農業。譲渡し人は、鴨方町六条院西、77歳、農業。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 それでは、私の担当地区ですので、私からご説明をさせていただきます。

位置図については、1から2ページにあります。

場所につきましては、地方道矢掛寄島線より東へ約50メートルのところに高井公会堂というのがありますが、1、2はその付近であります。

1、2につきましては、この水田は譲渡人が長年耕作をしております。現在も稲作をしておりますので、譲り受けても別に問題はないと思われま。よろしくご審議のほどお願いします。

ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、582番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、583番の件について、事務局の説明を求めます。

番号583、土地の所在、鴨方町益坂。地目、畑。面積51平方メートル。

譲受人は、鴨方町益坂、73歳、自営業兼農業。譲渡し人は、愛知県犬山市、76歳、無職。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委 員 7番西本です。この件は、兄弟です。場所は、夫婦池の西約50メートル。何も問題ありません。

以上です。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、583番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、587番の件について、事務局の説明を求めます。

番号587、土地の所在地、金光町上竹。登記地目、田。現況地目、畑。面積871平方メートル。

譲受人は、鴨方町小坂西、68歳、看護師兼農業。譲渡し人は、広島県福山市、66歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。

以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 次に、1番問田委員、補足説明をお願いします。

委 員 1番問田です。

まず、場所なんですけど、上竹の農免道があります。ずっと鴨方から益坂のトンネルを過ぎて農免道を下ると有名な太老神社があるわけですが、その約50メートルぐらい北ですかね。その位置にあります。

それで、家が空き家になりまして、この人が、●●さんのほうがずっと作られて、今度、家とその今作りょうる畑をいただくという話がまとまったそうでございます。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
それでは、587番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声  
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、588番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 番号588、土地の所在、鴨方町本庄。地目、畑。面積378平方メートル。  
譲受人は、鴨方町本庄、66歳、会社員兼農業。譲渡し人は、広島県広島市、66歳、無職。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。  
譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。  
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、7番西本委員、補足説明をお願いします。

委員 7番西本です。この件も場所は原田池から南西へ約200メートル。何も問題ありません。よろしくお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声  
議長 質疑なしと認めます。  
それでは、588番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声  
議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
続きまして、589番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号589、土地の所在、鴨方町深田。地目、田。面積336平方メートル。  
譲受人は、鴨方町深田、75歳、農業。譲渡し人は、鴨方町六条院中、69歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。  
譲受人は、取得に必要な下限面積を超えており、農機具の保有状況、労働力、通作距離、周辺農地との利用関係など問題がなく、取得後も全ての農地を利用すると認められます。  
以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。  
地図は9ページ、10ページです。  
場所は、みどりヶ丘の入り口から西へ約200メートルぐらい行ったら小さい十字路があります。そこから北西に向かって約400メートルぐらいでしょうか、新池という池がありまして、その池の北側に面した田んぼでございます。  
譲受人のほうの、今作られとる、畑として作ってるところが、周りがもう荒地地になりまして、自分の畑の耕作がちょっとできにくいというようなことから、家のすぐ

前のところの譲渡し人の土地をもらうようなことになったそうです。別に問題ないか  
と思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委 員 なし声  
議 長 質疑なしと認めます。  
 それでは、589番の件についてご異議ありませんか。  
委 員 異議なし声  
議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
 議案第33号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。  
 586番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は3ページになります。  
 議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和2  
 年10月15日提出。  
 番号586、土地の所在地、金光町占見新田。地目、田。面積400平方メー  
 ル。  
 譲受人は、金光町占見新田、不動産業者。譲渡し人は、倉敷市玉島、56歳、会社  
 員。転用目的は、分譲住宅地2区画で、農地区分は3種です。事業規模、資力、権利  
 関係、被害防除計画、他法令による許可見込みなど、一般基準も問題ありません。  
 以上のことから、許可要件を満たしていると考えられます。  
 なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、鍋谷委員、補足説明をお願いします。  
委 員 2番鍋谷です。説明をいたします。  
 位置図は、11ページ、12ページであります。  
 場所は、JA金光支店の東約50メートルの地で、転用目的は分譲住宅2区画で  
 す。農地区分は3種であり、特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願  
 いたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委 員 なし声  
議 長 質疑なしと認めます。  
 それでは、586番の件についてご異議ありませんか。  
委 員 異議なし声  
議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
 続きまして、585番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は4ページになります。  
 議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について（賃貸借権設定）。令和  
 2年10月15日提出。  
 番号585番は、隣接するため池に水上用の太陽光発電パネル設置工事の通路とし  
 て、本年3月総会で一時転用を許可している案件でございます。今回の申請は、工事

の進捗状況により、その一時転用期間を10月末から12月末まで2か月間延長するという許可申請内容の変更でございます。

以上のことから許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊です。

この案件の場所ですが、四条原にJA岡山西の店舗がありました。それから東へ300メートルぐらい行きますと、吉池という池があります。その池に太陽光発電を設置をいたしております。この案件は、先ほどもありましたが、3月のこの場所で許可して、それを12月31日まで延長ということであります。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、585番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議長 議案第34号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

ただし、この場合、友田陽勝委員と鍋谷委員が当事者となっておる案件でありますので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、両委員は当該案件の審議が終了するまで退席をいただきたいと思います。

(友田委員、鍋谷委員 退場)

議長 それでは、お願いします。

事務局 議案書は5ページになります。

議案第34号農用地利用集積計画について。令和2年10月15日提出。

説明をいたします。

今回の議案の番号27番から41番は、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は14名です。更新件数が10件で、新規件数が5件、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が0件、3年以上6年未満が11件、6年以上10年未満が3件、10年以上が1件です。地目別設定面積は、田9,167平方メートル、畑3,605平方メートル、計1万2,772平方メートルです。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。  
友田委員、鍋谷委員に入室をしてもらってください。  
(友田委員、鍋谷委員 入場)

議長 それでは、友田委員、鍋谷委員にご報告をいたします。  
議案第34号は承認されましたので、ご報告をいたします。  
日程第4、報告事項に移ります。  
報告第18号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題としま  
す。

事務局 事務局の説明を求めます。  
議案書は9ページになります。  
報告第18号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和2年10  
月15日提出。  
番号574、土地の所在地、金光町地頭下。地目、田。面積1,342平方メート  
ルのうち858平方メートル。  
借受人は、金光町地頭下、67歳、農業。貸出人は、岡山市北区、57歳、会社  
員。合意年月日は令和2年8月23日、引渡し年月日は令和2年11月30日です。  
番号575、土地の所在地、金光町地頭下。登記地目、田。現況地目、畑。面積  
1,342平方メートルのうち484平方メートル。  
借受人は、金光町地頭下、89歳、農業。貸出人は、岡山市北区、57歳、会社  
員。合意年月日、引渡し年月日は令和2年8月20日です。  
番号580、土地の所在地、金光町地頭下。地目、田。面積1,179平方メート  
ル。  
借受人は、金光町地頭下、75歳、農業。貸出人は、神奈川県川崎市、58歳、会  
社員。合意年月日は令和2年8月29日、引渡し年月日は令和2年10月25日  
です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありますか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたことといたします。  
報告第19号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。  
584番の件について事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は10ページになります。  
報告第19号農地法施行規則該当転用届について。令和2年10月15日提出。  
番号584、土地の所在、鴨方町鴨方。登記地目、田。現況地目、畑。面積167  
平方メートルのうち1.44平方メートル。施設の概要は、携帯電話無線基地局1  
基、1.44平方メートルでございます。農地区分は3種です。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員	<p>6番佐藤です。</p> <p>地図は15ページ、16ページにあります。</p> <p>場所は、県道沿いにありますスーパービッグから北へ約150メートルぐらいのところの交差点の東側約六、七十メートルになりますか、その道路際にある地図のとおり三角地で、別に問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありました。質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>なし声</p>
議 長	<p>質疑はないようですので、報告を受けたこととします。</p> <p>報告第20号形状変更届についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は11ページになります。</p> <p>報告第20号形状変更届について、令和2年10月15日提出。</p> <p>番号576、土地の所在、鴨方町深田。地目、田。面積759平方メートル。</p> <p>申請人は、鴨方町深田、71歳、農業。変更内容は、田を畑とするため0.15メートルの盛土をするものでございます。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありました。質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>なし声</p>
議 長	<p>質疑はないようですので、報告を受けたこととします。</p> <p>日程第5、その他に移ります。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>①農業委員・推進委員の改選について</p> <p>②親睦会について</p> <p>③令和3年農業委員会開催予定について</p> <p>④令和2年度市町村農業委員・推進委員研修会について</p> <p>⑤次回の委員会について</p>
議 長	<p>本日の委員会は以上で閉会とします。</p> <p>ご苦労さまでした。</p> <p>閉会（午後2時10分）</p>



